

審査チームの構成基準 (修士課程プログラム用)

2008年度適用

1. 審査チームの構成

- (1) 審査長1名および審査員は原則として2名で構成する。
- (2) 原則として(大学院修士課程を修了した産業界)実務経験者を含むこと。
- (3) 必要に応じてオブザーバーを加えることができる。
- (4) 1教育機関で複数プログラムの審査を同時に行う場合、審査員数は大学院委員会の承認を得て増減することができる。
- (5) 学部と同時に受審する場合も(4)と同様に増減することができる。

2. 審査長の資格

- (1) 下記3.の審査員の資格を満たしていること。
- (2) 原則として、修士課程の審査員あるいは学士課程の審査長としての経験が1回以上あること。

3. 審査員の資格

- (1) 原則として日本技術者教育認定機構(JABEE)の正会員である学協会の会員であること。
- (2) 原則として40歳以上で、当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該分野の大学院における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 修士課程プログラム用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」、「自己点検書(本文編)」、及び「自己点検書(引用・裏付資料編)」の内容に精通していること。
- (5) 審査員に必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査員倫理を十分にわかまえていること。
- (6) 審査員としての十分な意欲を持ち、JABEEあるいはJABEE会員学協会が主催する研修会等に参加し適切な訓練を受けていること。
- (7) 原則として学士課程の審査員(中間審査を除く)としての経験が1回以上あること。
- (8) 教員の場合、原則として修士課程の指導教員の経験があること。

以上